

柳井市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、柳井市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和7年柳井市条例第1号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 条例第2条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書（別記第1号様式）により行わなければならない。

2 条例第2条第2項の規定による訂正は、訂正届（別記第2号様式）により行わなければならない。

(報告の一覧の訂正)

第3条 議長は、条例第3条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならない。

(報告等の閲覧)

第4条 条例第4条第2項の規定による閲覧（以下この条及び第6条において「閲覧」という。）は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して30日を経過する日の翌日から、議長が指定する場所において、議長が指定する時間中にすることができる。

2 議長は、前項に規定する場所及び時間を公表しなければならない。

3 閲覧に係る報告及び訂正は、第1項に規定する場所以外に持ち出すことができない。

4 閲覧に係る報告及び訂正は、丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。

5 議長は、第1項及び前2項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(報告等の写しの交付等)

第5条 条例第4条第2項の規定による写しの交付の請求は、複写申込書（別記第3号様式）により行わなければならない。この場合において、写しの作成に要する費用は、当該請求をした者の負担とする。

(期限等の特例)

第6条 条例第2条第1項の規定による報告をすべき期限が、柳井市の休日に関する条例（平成17年柳井市条例第2号）第1条に規定する休日（次項において「休日」という。）に当

たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

- 2 第4条第1項の規定により閲覧をすることができる最初の日（以下この項において「閲覧開始日」という。）が、休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行し、同日に始まる会計年度における請負から適用する。

別記

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

（宛先）柳井市議会議長

柳井市議会議員

請負状況等報告書

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額（円） （単価契約である 場合はその旨）	昨年度（会計年度） に支払を受けた 総額（円）

支払を受けた総額の 合計額	円
------------------	---

（注） 契約金額及び支払を受けた総額は消費税及び地方消費税込みの額を記入

第2号様式（第2条関係）

年 月 日

（宛先）柳井市議会議長

柳井市議会議員

訂正届

柳井市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第2条第2項の規定により、次のとおり訂正届を提出します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）柳井市議会議長

氏名 _____

住所又は居所

〒

電話番号 _____（ ） _____

複写申込書

柳井市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第4条第2項の規定により、次のとおり写しの交付を請求します。

写しの交付を求める報告又は訂正	写しの交付を求める範囲